

御説明資料

1.	武力攻撃に至らない侵害への対処	
(1)	近傍に警察力が存在しない場合や警察機関が直ちに 対応できない場合の対応	1
(2)	自衛隊と連携して行動する米軍部隊の武器等防護	2
2.	国際社会の平和と安定への一層の貢献	
(1)	いわゆる後方支援と「武力の行使との一体化」	3
(2)	国際的な平和協力活動に伴う武器使用	10
3.	憲法第9条の下で許容される自衛のための必要最小限度 の「武力の行使」と関連する過去の答弁（別紙）	

近傍に警察力が存在しない場合や
警察機関が直ちに対応できない場合の対応

- 武力攻撃に至らない侵害として想定される様々な不法行為への対処には、下令手続の迅速化を含め各般の分野において必要な具体的措置を講ずるなど、一層の取組の強化が必要。
- しかし、近傍に警察力が存在しない場合や警察機関が直ちに対応できない場合の対応について、現時点では、法整備を行う必要があるとの認識には至っておらず、閣議決定される政府方針ではそのような法整備には言及しない。
- 政府方針を踏まえ検討を行った結果、政府として法整備が必要との認識に至れば、与党で改めて御議論いただく。

自衛隊と連携して行動する米軍部隊の武器等防護

自衛隊法第95条による武器等防護のための「武器の使用」の考え方を参考にしつつ、次のような要件を満たす限りにおいて、自衛隊が、米軍部隊に対して武力攻撃に至らない侵害が発生した場合に対処するために「武力の行使」に当たらない「武器の使用」を行うことができるよう立法措置。各種活動の運用の実状も踏まえて更に詳細に検討。

- 自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動（共同訓練を含む。）に現に従事している米軍部隊の武器等である。
- 米国の要請又は同意がある。
- 当該武器等を防護するための自衛隊法第95条によるものと同様の極めて受動的かつ限定的な必要最小限の行為である。

いわゆる後方支援と「武力の行使との一体化」

- 我が国の支援対象となる他国軍隊が「現に戦闘行為を行っている現場」では、支援活動は実施しない。
- 仮に、状況変化により、我が国が支援活動を実施している場所が「現に戦闘行為を行っている現場」となる場合、直ちにそこで実施している支援活動を休止・中断。
- ただし、人命救助を目的として人道的見地から実施される捜索救助活動は、戦闘行為を支援するものではなく、「現に戦闘行為を行っている現場」において実施しても「武力の行使と一体化」することはないと認められることから、このような活動は例外として実施できることとする。

「武力の行使との一体化」について 過去の国会答弁で示された後方支援の具体例

1. 「一体化」のおそれないとされた後方支援の例

- ① 戦闘行為のところから一線を画されるようなところで医薬品や食料品を輸送
- ② 後方地域等における米軍の艦船に対する給油、整備
- ③ 戦闘行動が行われている場所から非常に離れたところでそれと関係なく行う補給（武器弾薬の補給を含む。）
- ④ 我が国の領域内で行う医療活動
- ⑤ 非戦闘地域における武器弾薬の輸送

※イラク特措法において、武器弾薬の輸送は実施要項で行わないこととされていたが、武器を携行した兵員の輸送はこれに含まれず。

2. 「一体化」のおそれが指摘された後方支援の例

- (1) 「一体化」の問題があろうとされた例
 - ① 現に戦闘が行われているところへ武器弾薬を供給、輸送すること
 - ② 現に戦闘が行われているところの医療部隊に組み込まれるような形での医療活動
- (2) 「一体化」と判断できる可能性が非常に高まるとされた例
 - ③ 現に戦闘を行っている米軍に我が国が向いて行って油を補給すること
 - ④ 戦闘行動を行っている米軍の兵員の輸送
- (3) 「一体化」するという場合も考えられる等とされた例
 - ⑤ 地上で戦闘行為が行われている場所に物資（食糧のようなものを含む。）を空挺部隊が投下すること
 - ⑥ 戦闘作戦行動に発進準備中の航空機に対する給油及び支援

※個々の作戦行動のたびに必要なもののみを給油する形態で行われるもの

(参考 1)

「武力の行使との一体化」判断の考慮事情

○平成 9 年 2 月 13 日 衆・予算委

(大森（政）法制局長官) 多分、委員のお尋ねは、それ自体は武力の行使を行わない活動であっても、ある場合には憲法との関係で問題となる行為があるのではないか。その場合に、いかなる基準によってそれを振り分けるのであるかということで、多分その一体化理論というものについてのお尋ねであろうと思います。

したがいまして、それについて従前お答えしてきているところを申し上げますと、例としてはよく、輸送とか医療とかあるいは補給協力ということが挙げられるわけでございますが、それ自体は直接武力の行使を行わない活動について、それが憲法九条との関係で許されない行為に当たるかどうかということにつきましては、他国による武力の行使、あるいは憲法上の評価としては武力による威嚇でも同じでございますが、武力の行使等と一体となるような行動としてこれを行うかどうかということにより判断すべきであるということを答えてきているわけであります。

このような、いわゆる一体化の理論と申しますのは、仮に、みずからは直接武力の行使をしていないとしても、他の者が行う武力の行使への関与の密接性等から、我が国も武力の行使をしているとの評価を受ける場合を対象とするものでありますと、いわば法的評価に伴う当然の事理を述べるものでございます。

そして問題は、他国による武力の行使と一体となす行為であるかどうか、その判断につきましては大体四つぐらいの考慮事情を述べてきていくわけでございまして、委員重々御承知と思いますが、要するに、戦闘活動が行われている、または行われようとしている地点と当該行動がなされる場所との地理的関係、当該行動等の具体的な内容、他国の武力の行使の任に当たる者との関係の密接性、協力しようとする相手の活動の現況等の諸般の事情を総合的に勘案して、個々的に判断さるべきものである、そういう見解をとっております。

(参考2)

【1. ①関連答弁】

○平成2年10月29日衆・PKO特委

(工藤法制局長官) 過去に問題があると言いましたようなケースにつきましては、例えば現に戦闘が行われているというふうなところでそういう前線へ武器弾薬を供給するようなこと、輸送するようなこと、あるいはそういった現に戦闘が行われているような医療部隊のところにいわば組み込まれるような形でと申しますか、そういうふうな形でまさに医療活動をするような場合、こういうふうなのは今のような点から見て問題があろうということでございますし、逆にそういう戦闘行為のところから一線を画されるようなところで、そういうところまで医薬品や食料品を輸送するようなこと、こういうふうなことは当然今のような憲法九条の判断基準からして問題はなかろう、こういうことでございます。したがいまして、両端はある程度申し上げられる、こういうことだと思います。

【1. ②関連答弁】

○平成11年4月15日衆・ガイドライン特委

(大森(政) 内閣法制局長官) ただいま委員が指摘された答弁というのは、平成十一年一月二十八日の衆議院予算委員会の赤松正雄委員の質問に対する私の答弁部分であろうかと思います。手元の資料を見ておりましたら、大体正確にそのような発言をしていることは間違いございません。

そこで、飛行機について、航空機についてはそのように考え、船についてはそのように考えないのはなぜかということでございますが、これは、戦闘作戦行動に発進準備中の航空機に対する給油及び支援につきましては、個々の作戦行動のたびに必要なもののみを給油するという態様で行われるということであろうと思います。したがいまして、個々の戦闘行動との密接な関係があるのではないかということから慎重な検討を必要とするというふうに考えたわけでございますが、これも既に別の機会で述べていますように、アメリカの方ではそのような支援の要請がないということがはっきりいたしましたので、私どもとしてはそれ以上の検討を行うことはしなかったということでございます。

それに対して 米軍の艦船に対する給油、整備につきましては、その態様が比較的長時間にわたる艦船の行動全体に対して行われる。すなわち、艦船の燃料等の積載量が一定水準を下回った場合等に行うものであって、個々の戦闘行動と密接な関係があるものとは考えられないで、その点で飛行機と艦船とは、個々の戦闘行動との関係という観点からは差があるのでなかろうか ということで、航空機については先ほどのような考え方を述べ、船についてはそのようなことを考えるには至らなかったということでございます。

【1. ③関連答弁】

○平成2年10月30日衆・PKO特委

(柳井政府委員) 武力行使と一体となるかどうかという点につきましては、いろいろな具体的な状況を総合的に判断して判定する必要があるわけでございます。ただいま、何を提供するか、何を運ぶかという点についての御指摘がございましたが、必ずしも何を提供するかということで一義的に決まるということではございませんで、戦闘行動が行われているところで、これはきのうちよつと私の方からも触れましたけれども、例えば地上で戦闘行動が行われている、そこに物資を空挺部隊が投下するというような場合には武力行使と一体となるというようなことが考えられるわけでございます。その場合に、どのような物資を投下するか、どのような物資を補給するかということは必ずしも関係なく、仮に食糧のようなものでございましても、戦

闘行動と、武力行使と一体になるという場合も考えられると思います。他方、武器弾薬のようなものでございましても、戦闘行動が行われている場所から非常に離れたところでそれと関係なく補給を行うというようなことは、単なる補給活動として、戦闘行動とは、武力行使とは一体とならないということはあると思います。

【1. ④関連答弁】

○平成8年5月30日衆・外務委

(秋山(收) 内閣法制局第一部長) この一体化論の基本的なところは、先ほども申しましたように、その行為が我が国としての武力行使などと法的に評価をされるかどうかという、いわば常識的な話でございますので、ある意味では常識的な判断をしていかざるを得ないと思いますけれども、ただいま、その行為の態様とか、例えば非常に武力行使に密接な行為でもって支援を行うのか、あるいはそうでない、いわば人道的といいますか、通常市民が受けるようなサービスとして行われるのかとか、そういうことも考慮の要素として考えていくべきものであろうと考えまして、したがいまして、我が国の領域内で行う医療活動などは一体化という評価を受けることが概してないのではないかというふうに申し上げた次第でございます。

【1. ⑤関連答弁】

○平成15年6月27日衆・イラク特委

(石破防衛庁長官答弁)・・・本法案（注：イラク特措法案）に基づきます安全確保支援活動は、イラク国内における安全及び安定を回復するために行われる国連加盟国の活動を支援するために我が国が実施する医療、輸送、補給等、武力の行使に当たらない活動、当然のことございますが、武力の行使に当たらない活動をその内容としておるわけでありますと、武器弾薬の輸送それ自体は、憲法が禁じております武力の行使というものに当たらないものでございます。そしてまた、この地域は非戦闘地域になるわけでありますから、一体化という問題も生じない。非戦闘地域においてしか行わないということは、きのうも答弁を申し上げたとおりでございます。

したがいまして、基本的に戦闘が終わっているイラクの中で、イラク復興のための国際社会の取り組みに寄与することを目的としておりますので、あえてこれを外すということの必要性、これが認められないということでございます。

きのうもお答えをいたしましたように、私どもが仮に武器弾薬の輸送を行うことがありますとも、それは起点も終点も非戦闘地域でございます。ですから、当然、武器弾薬の輸送といふことそれ自体は武力の行使ではございません。そして、非戦闘地域において行うわけでございますから、一体化という問題も生じないわけでございます。したがいまして、この法案におきましてそのことを排除していないという理屈でございます。

○平成15年12月16日参・外交防衛委

(小泉総理) 基本計画、この支援法の中では武器弾薬も輸送することはできると、しかし、私は、実施要項、武器弾薬はしないと。この中で、それぞれ協力する場合に、自衛隊員だって武器携行する場合あるでしょう。それも武器弾薬の輸送に入るかというと、そこは入らないんじゃないですか。私は、そういう面において、兵員が武器を携行していく場合、それを、兵員を輸送する場合にそれは武器、お互い協力活動をしているわけですから、そのとき今までこれまで武器弾薬の輸送というふうには言えないんじゃないかと言っているんです。

○平成 16 年 2 月 10 日衆・テロ・イラク特委

(石破防衛庁長官)・・・外国の領域における武器弾薬の輸送につきましては、それ自体は武力の行使ではない。また、活動地域はいわゆる非戦闘地域に限られておりますから、当然のことながら憲法の問題は生じないということでございます。

しかしながら、このような憲法の議論とは別にして、基本計画におきまして、我が国の活動は人道復興支援活動が中心である、その輸送も人道復興関連物資が対象となるというふうに基本的な方針を示しておるものでございます。実施要項におきまして、人道復興支援活動か安全確保支援活動か、どちらかを問いません、自衛隊の部隊が「物品の輸送に際しては、武器の輸送を行わない」と定めておりますのは、これは法的な要請ではございません。政策判断の問題でございます。

ですから、先生御賢察のとおり、いや、そういうところであれば武器を運ぼうが弾薬を運ぼうが構わぬではないかということを言われれば、憲法上は確かにそのとおりということに相なりますでしょう。しかしながら、憲法上の問題あるいは法律的な問題ではなくて、政策判断として「武器（弾薬を含む。）の輸送」は行わないということを実施要項に定めるのは、何ら不自然なことではないと考えておる次第でございます。

【2. ①及び②関連答弁】

○平成 2 年 10 月 29 日衆・PKO 特委

(工藤法制局長官) 過去に問題があると言いましたようなケースにつきましては、例えば現に戦闘が行われているというふうなところでそういう前線へ武器弾薬を供給するようなこと、輸送するようなこと、あるいはそういった現に戦闘が行われているような医療部隊のところにいわば組み込まれるような形でと申しますか、そういうふうな形でまさに医療活動をするような場合、こういうふうなのは今のような点から見て問題があろうということでございますし、逆にそういう戦闘行為のところから一線を画されるようなところで、そういうところまで医薬品や食料品を輸送するようなこと、こういうふうなことは当然今のような憲法九条の判断基準からして問題はなかろう、こういうことでございます。したがいまして、両端はある程度申し上げられる、こういうことだと思います。

【2. ③及び④関連答弁】

○平成 8 年 6 月 13 日参・外務委

(矢田部理君) 問題、設問のつくり方によるわけですが、現に戦闘行動を行っている米軍、これに日本が出向いていって油を補給する。これはだめでしょう。一体そのものだ。重要な集団自衛権の行使の一翼を担っている。さらには、戦闘行動を行っている米軍の兵員を輸送する、それから武器・弾薬をそこに送り込む、それを自衛隊がやったら、これは違憲に決まっているじゃありませんか。結論だけどうですか。

(大森内閣法制局長官)ただいま非常に限定された所与の条件のもとでどうであるかという御質問でございますけれども、確かにそのような限定された条件になりますと、米軍の武力による行使あるいは武力による威嚇と一体化されると判断できる可能性が非常に高まるとは言えようかと思います。

【2. ⑤関連答弁】

○平成 2 年 10 月 30 日衆・PKO 特委

(柳井政府委員) 武力行使と一体となるかどうかという点につきましては、いろいろな具体的な状況を総合的に判断して判定する必要があるわけでございます。ただいま、何を提供するか、何を運ぶかという点についての御指摘がございましたが、必ずしも何を提供するかということ

で一義的に決まるということではございませんで、戦闘行動が行われているところで、これはきのうちょっと私の方からも触れましたけれども、例えば地上で戦闘行動が行われている、そこに物資を空挺部隊が投下するというような場合には武力行使と一体となるというようなことが考えられるわけでございます。その場合に、どのような物資を投下するか、どのような物資を補給するかということは必ずしも関係なく、仮に食糧のようなものでございましても、戦闘行動と、武力行使と一体になるという場合も考えられると思います。他方、武器弾薬のようなものでございましても、戦闘行動が行われている場所から非常に離れたところでそれと関係なく補給を行うというようなことは、単なる補給活動として、戦闘行動とは、武力行使とは一体とならないということはあると思います。

【2. ⑥関連答弁】

○平成11年4月15日衆・ガイドライン特委

(大森(政) 内閣法制局長官) ただいま委員が指摘された答弁というのは、平成十一年一月二十八日の衆議院予算委員会の赤松正雄委員の質問に対する私の答弁部分であろうかと思います。手元の資料を見ておりましたら、大体正確にそのような発言をしていることは間違いございません。

そこで、飛行機について、航空機についてはそのように考え、船についてはそのように考えないのはなぜかということでございますが、これは、戦闘作戦行動に発進準備中の航空機に対する給油及び支援につきましては、個々の作戦行動のたびに必要なもののみを給油するという態様で行われるということであろうと思います。したがいまして、個々の戦闘行動との密接な関係があるのではないかということから慎重な検討を必要とするというふうに考えたわけでございますが、これも既に別の機会で述べていますように、アメリカの方ではそのような支援の要請がないということがはっきりいたしましたので、私どもとしてはそれ以上の検討を行うことはしなかったということでございます。

それに対して米軍の艦船に対する給油、整備につきましては、その態様が比較的長時間にわたる艦船の行動全体に対して行われる。すなわち、艦船の燃料等の積載量が一定水準を下回った場合等に行うものであって、個々の戦闘行動と密接な関係があるものとは考えられないで、その点で飛行機と艦船とは、個々の戦闘行動との関係という観点からは差があるのではなかろうかということで、航空機については先ほどのような考え方を述べ、船についてはそのようなことを考えるには至らなかったということでございます。

国際的な平和協力活動に伴う武器使用

- 自衛隊の部隊が、領域国政府の同意に基づき、当該領域国における邦人救出等の「武力の行使」を伴わない警察的な活動を行う場合、領域国政府の同意が及ぶ範囲、すなわち、その領域において権力が維持されている範囲で活動することは当然。
→ その範囲において「国家に準ずる組織」は存在していない。
- PKO活動については、PKO参加5原則の枠組みの下で、「当該活動が行われる地域の属する国の同意」及び「紛争当事者の当該活動が行われることについての同意」が必要。
→ 受入れ同意をしている紛争当事者以外の「国家に準ずる組織」が敵対するものとして登場することは基本的にないと考えられる。
- 領域国政府の同意が及ぶ範囲や受入れ同意が安定的に維持されているか等については、国家安全保障会議での審議等を経て、政府全体として判断。